

第3次八尾市地域就労支援基本計画

あなたの“働きたい”をサポートし、
誰もが“働きやすい”環境づくりをめざします。

概要版

令和4年(2022年)3月

八尾市

第3次八尾市地域就労支援基本計画とは

第3次八尾市地域就労支援基本計画（以下「第3次基本計画」という。）は、本市の将来都市像を実現するための方向性を示す「八尾市第6次総合計画～八尾新時代しあわせ成長プラン～」に基づき、地域就労支援を推進するための具体的・基本的な計画であり、関係機関との連携や、さまざまな事業、施策の活用により、就労困難者等の雇用・就労の実現をめざすための計画です。

計画の期間

第3次基本計画は、第6次総合計画の基本構想の期間が令和10年度（2028年度）までであることを踏まえ、目標年次を令和11年度（2029年度）と設定します。

計画の対象者

第3次基本計画では、「希望する就労を阻害するさまざまな要因を抱える人」を「就労困難者等」と定義し、働く意欲がありながら、「障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい）があり、働くことが困難な状況におかれている人」「子育てや職業に関する資格・能力などのため働くことが困難な状況におかれているひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）の親」「年齢などの理由により働くことが困難な状況におかれている高年齢者及び中高年齢者」「部落差別や出身地に対する社会的偏見などの理由により働くことが困難な状況におかれている同和地区住民」「民族的偏見はもとより、言語をはじめとした文化の違いによるコミュニケーションの問題のため安定し

て働くことが困難な状況におかれている外国人市民」「生活習慣、健康や家族などの問題のため働くことが困難な状況におかれている人」「さまざまな制度の狭間に該当することや社会的少数派であることにより、適切な支援を受けることができず、働くことが困難な状況におかれている人」及び「働く意欲が希薄な若者」を対象としています。

第3次八尾市地域就労支援基本計画の理念

第3次基本計画では、次の基本理念に基づいて、施策を展開していきます。

「個別的、包括的、継続的な就労支援」により「取り巻く環境の改善」及び「個々の能力の発揮」を図り、希望する就労の実現を阻害するさまざまな要因を解消・克服することで、誰もがいきいきと働くことができる社会の実現をめざします。

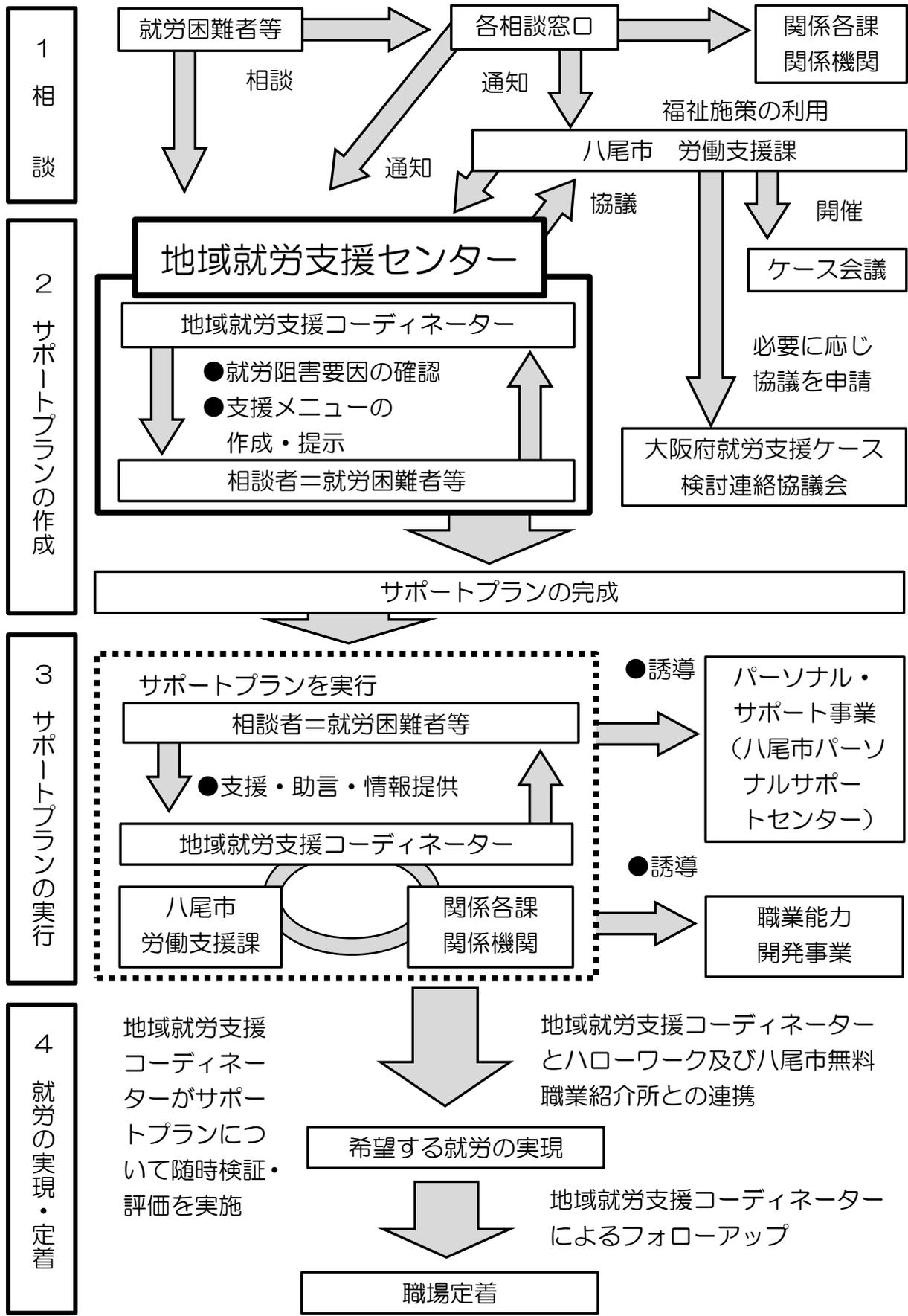
第3次八尾市地域就労支援基本計画の基本方針

第3次基本計画の基本方針は以下のとおりです。

なお、それぞれの方針については、「第6次総合計画 施策10『就労支援と雇用機会の創出』 めざす暮らしの姿」の「施策の基本方針」に対応しています。

【第3次基本計画基本方針】	【第6次総合計画施策の基本方針】
1.就労困難者等が希望する「必要な支援」を受けられることができる環境の整備・改善	① 働く意欲・希望のあるすべての市民に対し、段階的な自立支援、及び個別的、包括的、継続的な就労支援を行います。また、就労困難者等に対しては、引き続き、一人ひとりが抱える課題に応じた支援を行います。
2.雇用機会の確保	
3.スキルアップできる機会の提供	
4.多様な人材の活躍及び多様な働き方の推進	② 市内企業の人材確保や人材定着に向けた支援を行います。
5.個人の考え方や思想・信条等による就職差別を許さない企業風土の醸成	③ 誰もが働きやすい職場を増やしていくため、企業におけるダイバーシティ経営の推進と働き方改革の推進に関する支援を行います。
6.ハラスメント防止の周知啓発	

就労を実現するまでの基本的な流れ



地域就労支援事業の施策体系

第3次基本計画においても、庁内関係各課及び関係機関の就労支援に関する施策を体系化し、全市的に取り組んで行くこととします。

就労阻害要因の類型化と施策の基本方針

第3次基本計画においても、就労阻害要因の類型を行い、これらの就労阻害要因を解消するための施策の基本方針を定めることとします。

就労阻害要因の 類型	内 容
①情報の不足	「就労すること自体」や、「就労を支援する機関」「雇用失業情勢」などに関する情報が不足していることが原因で、就労に結びつかないもの。
②働く機会の不足	「求人自体の不足」や、「公正な採用選考や労働法制に対する企業の理解不足により雇用機会が拡大しないこと」が原因で、就労に結びつかないもの。
③生活上の課題	生活においてさまざまな課題があり、労働条件が大きく制限されることが原因で、就労に結びつかないもの。
④勤労観・職業観の未成熟	職業観や勤労観が未成熟であることが原因で、就労に結びつかないもの。
⑤職業能力・キャリア形成機会の不足	職業能力やキャリア形成の機会に恵まれなかったために、職業能力が不足していることが原因で、就労に結びつかないもの。

① 情報の不足

- 「就労すること自体」や、「就労を支援する機関」に関する情報が、就労困難者等に届いていない。
- 情報が届かないことにより、「就労すること自体」や、「就労を支援する機関」について適切に理解できず、就労支援機関の利用に至らない。
- 就労支援機関の利用に至らない結果、雇用失業情勢などが理解できず、就労困難者等が自身の希望条件が現在の労働市場に合致しているか判断できない、あるいは自身の希望条件や適性に合致する適切な求人を見つけられないこととなり、就労に結びつかない。

■ 施策の基本方針①

「労働支援課」「八尾市無料職業紹介所」「八尾市ワークサポートセンター」を市内における就労に係る情報発信の拠点とし、さまざまな情報の提供及び相談体制の充実に努め、就労へ結びつけることに努めます。

② 働く機会の不足

- 雇用失業情勢の悪化などにより、求人が不足し、就労困難者等の希望条件や適性に合致する求人に巡り合わない。
- 企業が「公正な採用選考」について理解できておらず、部落差別や外国人差別、性別や年齢など、能力と関係のない事項により評価し、適切に採用選考が実施されていない。
- 企業が「労働法制」について理解できておらず、仕事と生活が両立できる労働環境の整備ができていない結果、雇用機会が拡大しない。

■ 施策の基本方針②

求人確保の拠点として八尾市無料職業紹介所を活用するほか、ハローワークと連携し八尾市ワークサポートセンターを中心にハローワークの求人情報提供に努めます。

また、大阪労働局やハローワーク、大阪府と連携し、「公正な採用選考の推進」及び「労働法制の周知」に努め、多様な人材の活躍及び多様な働き方の推進を啓発します。

③生活上の課題

- 介護や育児などの理由により、働くことができる時間が限られていたり、不規則になる、あるいは自宅の近くでしか就労ができないなど、労働時間が制限されるため、希望条件や適性に合致する求人が少なくなり、就労に結びつかない。
- 健康状態や体力などに課題があるため、希望条件や適性に合致する求人が少なくなり、就労に結びつかない。
- 就労困難者等自身が自身の病状などの状況を正しく理解できていない、あるいは適切に伝えられないことにより、結果的に雇入れ企業も状況把握ができず、職場定着しない。

■ 施策の基本方針③

福祉・教育などの関係各課・関係機関・団体との連携により、社会的支援を提供し、生活環境を改善すると共に、さまざまな就労支援策施策を提供します。

また、就労に至った後も、労働者が相談しやすい環境を整備し、職場定着を目指します。

④ 勤労観・職業観の未成熟

- 働くことに対しての意欲が乏しい。
- 目的や目標が定まらず、自立するイメージができていない。
- 自己理解ができておらず、やりたいことが定まらない。

- 責任感や義務感が不十分である。
- これまでのさまざまな経験が、就労意識の成熟に活かされていない。
- ストレス耐性が低い。

■ 施策の基本方針④

中長期的な対応策として、家庭教育や学校教育を通じ、社会性を身につけるとともに、勤労観・職業観の醸成を図ります。

また、コミュニケーション能力の向上を支援する機関との連携や事業の活用により、社会性を養成します。

すでに社会に出ている就労困難者等に対しては、職業相談やカウンセリングの場を通じて助言・指導を行い、就労意識を高めつつ、職場定着を支援します。

⑤ 職業能力・キャリア形成機会の不足

- 企業の望む資格や学歴がない。
- 職務経歴が乏しいことから、希望する労働条件に比して職業能力が乏しい。
- 無業の状態が長く続いたことにより、以前に身に付けた労働に係るスキルを、就労するにあたり活かすことができない。
- 自己の適正が理解できておらず、適職が判断できない。
- 希望する職業、職種に対する知識、理解が不足している。
- 過去の経験や職歴を職業能力として客観的に表現できていない。

■ 施策の基本方針⑤

職業能力開発を目的とした講座・セミナーへの参加機会の拡充を図るとともに、国や大阪府の実施する職業訓練の周知啓発及び誘導を行います。

また、応募書類の添削や面接訓練など、実践的な指導を行うことにより、就労困難者等の職業能力を企業に対し適切にPRします。

「施策の基本方針」に即した具体的施策の実施

各々の具体的施策がいずれの就労阻害要因の解消・克服に有効な施策であるかを示し、さまざまな具体的施策を講じることで、効果的な就労支援を推進します。

① 就労相談援助体制の充実

(100) 地域就労支援コーディネーターによる相談援助体制の整備

(110) 庁内連携体制の構築

(120) 他の就労支援事業との連携体制の構築

② 求人情報提供体制の充実

(200)八尾市ワークサポートセンターの運営

(210)就職面接会等の開催

③新たな働く場の創出支援

(300)求職者に関する情報の求人者への提供

(310)多様な働き方に関する情報の収集・提供

④情報提供や啓発活動を通じた雇用の場の拡大

(400)各種助成金制度に関する情報提供

(410)労働法制の周知徹底

(420)就職差別解消に向けた取り組み

(430)仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

(440)ダイバーシティ経営及び働き方改革の推進

(450)ハラスメント防止の啓発

⑤安心して働くことができる生活環境の整備

(500)働く環境を整えるための生活支援

(510)労働相談の実施

(520)職場定着支援の充実

⑥関係機関・団体などとの連携による協力体制の構築

(600)関係機関・団体などとのネットワーク構築

⑦職業観・働く意欲の醸成、向上

(700)子どもの発達段階に応じたキャリア教育の推進

(710)個々の適性を見極めた進路指導

(720)青少年の社会的適応力を高める支援

(730)若年者向け就労支援事業との連携

(740)就労相談などの実施

⑧教育訓練機会の提供

(800)職業能力開発講座の充実

(810)職業訓練・職場体験機会などの提供

⑨職業適性診断などの活用

(900)職業適性診断などの活用

(910)資格取得支援

各具体的施策が、いずれの「施策の基本方針」に資するものを示した一覧

		施策の方針・就労阻害					
		方針①	方針②	方針③	方針④	方針⑤	
		①情報の不足	②働く機会の不足	③生活上の課題	④勤労観・職業観の未成熟	⑤職業能力・キャリア形成機会の不足	
具体的 施策	①	100	○	○	○	○	○
		110	○	○	○	○	○
		120	○	○	○	○	○
	②	200	○	○			
		210	○	○			
	③	300	○	○			
		310	○	○			
	④	400		○			
		410	○	○			
		420		○			
		430		○			
		440		○			
		450		○			
	⑤	500	○	○	○		
		510	○	○			
		520		○	○	○	
	⑥	600	○	○	○	○	○
	⑦	700				○	○
		710				○	○
		720				○	○
		730				○	
		740	○	○	○	○	○
	⑧	800					○
		810					○
	⑨	900					○
		910					○

地域就労支援推進体制の充実

就労困難者等の就労支援に関するさまざまな施策は、労働支援課をはじめ、関係各課や関係機関などにおいて、それぞれ所掌しており、これらを総合的・包括的に連携させ、各組織の充実及び連携体制の構築が必要となります。

組織の充実にあたっては、就労に向けた直接的支援を専門的に担当する組織体制を確保し、さまざまな施策・事業に精通しつつ、指導や調整を図ることができる地域就労支援コーディネーターを継続的に配置していきます。

連携体制の構築にあたっては、本市における他の就労支援に資する施策と密接に連携しつつ、関係機関などとの連携も深め、相談開始から、就労の実現・職場定着に至るまでの一連の就労支援ネットワークによる重層的・総合的な支援体制を構築します。

また、就労困難者等の能力向上や雇用創出を兼ね備えた事業の充実も図ります。

第3次基本計画の普及促進

地域就労支援事業については、市民及び企業等の理解・協力が不可欠であることから、「第3次基本計画」の普及に向け、広報誌やさまざまな機会を活用し、積極的な周知啓発に努め、特に、就労困難者等と想定される人々に対し、関係機関などと連携し、周知の徹底を図ります。

また、地域就労支援基本計画推進委員会は、学識経験者や行政関係機関・関係団体などにより構成されていることから、これらの関係機関などと密接に連携の上、支援が届いていない就労困難者等を早期発見し、支援を開始できる体制を構築します。

第3次基本計画の推進に向けて

就労支援に関する施策は多々あり、これらの施策と地域就労支援事業は、密接に関わっています。

地域就労支援事業は、他の就労支援施策と連携し、就労困難者等の特性に応じて専門的な支援が受けられるよう体制を整備し、入口から出口までの就労支援ネットワークを構築する役割も求められています。

また、福祉部門をはじめとする市内関係各課とのネットワークだけでなく、市内企業等や関係機関などを含めた全市的な連携体制を構築すること、市内の「横の連携」に加えて、国や大阪府との「縦の連携」による重層的な支援体制を構築することを視野に入れ、体制整備に取り組む必要があります。

このようなネットワーク、連携体制、支援体制を構築した上で、第3次基本計画において明確にした本市の就労困難者等に対する支援の方針・姿勢に則り、さまざまな取り組みを推進してまいります。